

(議長)

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

町民福祉課、ひのき荘所管の予算並びに関連議案について、補足説明を求めます。

「町民福祉課長」。はい、どうぞ。

「町民福祉課長」(補足説明)

はい。おはようございます。宜しくお願いします。

当課所管の事務についてご説明致します。予算書56頁の住民運動対策費、60頁の戸籍住民登録費、64頁の社会福祉総務費から83頁の予防費までが当課の所管となっております。予算資料の9頁から12頁が事務事業一覧となっております。

まず、はじめに9頁、住民対策費でございます。事業ナンバー52、町内会・自治会活動支援につきましては、昨年と同様の内容となっております。

10頁、戸籍住民登録費につきましては、前年比約3,900万円の減額となっております。減額な主な要因としますと、29年度で実施しております総合行政システムの更新が完了したことによるものです。

そのほか事業ナンバー68番、住民基本台帳ネットワークシステム更新としまして、31年1月から新たなシステムを導入するための費用としまして、420万程計上させて頂いております。

続きまして、10頁の社会福祉総務費に移らせて頂きます。事業ナンバーは79番からとなっております。社会福祉総務費総体としますと、約350万の減額となっております。主な原因、減額の要因は、事業ナンバー84番、国民健康保険特別会計繰出金としまして約320万程の減となっております。国保の都道府県単位化に伴い、国保特別会計総額の減少に伴うものとなっております。

続きまして、11頁、社会福祉総務費となって、社会福祉施設費です。失礼しました。当課所管の3施設に関する経費となっております。事業ナンバー85番、社会福祉施設備品整備50万円です。3施設に係る軽量椅子の補充と更新を計画的に進めるための予算計上となっております。

そのほか、88・89、水堀コミュニティセンターに関しましては、浄化槽ブロワー取替・屋外水道元栓の取替、老福センターに関しましては、玄関ポーチの改修等の費用を新たに見込ませて頂いております。

同じく11頁の老人福祉費です。前年比2,200万円程の増となっております。事業ナンバー90、養護老人ホーム入所措置としまして約2,900万円、新たに計上させて頂いております。本年10月以降の民営化に伴う措置、措置費としまして計上したものでございます。定例会資料につきましては、9頁の資料8となっております。

続きまして、ナンバー95、後期高齢者医療費広域連合負担金につきましては、療養給付費の実績等を、実績等により昨年度と比較しまして約1,100万円の減額となっております。

続きまして、11頁、国民年金事務費です。事業ナンバー101、1事業です。資料につ

きましては、10頁の資料9となっており、システムの改修と利用料ということで、66万円程の計上をさせて頂いております。

続きまして、11頁、障害者福祉費でございます。102番からの事業となっており、サービス等給付費等に関しましては、例年の実績等を勘案して計上させて頂いております。

106の福祉タクシー助成につきましては、従来通院に限定していた利用につきまして、買物を含めた生活一般で利用出来るようにしたものでございます。事業費は154万9千円を計上させて頂いております。

続きまして12頁、児童福祉総務費です。事業ナンバー112、第2期子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査及び子どもの貧困実態調査としまして、341万、341万6千円を新規として計上させて頂いております。資料につきましては、13頁の資料11、それと資料ナンバー2の資料39となっております。

以下、114番から120番に関しましては、ほぼ前年と同様の内容となっております。

続きまして、常設保育所費です。事業ナンバー122番、常設保育所運営5、394万3千円を計上させて頂いております。課題となっております保育士の確保策としまして、臨時保育士の賃金月額改善に加え、勤務年数5年以上の常勤臨時保育士を嘱託職員として期末手当や寒冷地手当を支給するほか、毎年給料を1号俸アップするという処遇の改善をはかることとしてございます。

最後、予防費。事業ナンバー138番、子ども医療費助成です。事業費2、641万8千円につきましては、ほぼ前年並みの計上をさせて頂いております。

続きまして、国保、失礼しました。国民健康保険特別会計について、ご説明させて頂きます。予算書148頁から149頁となっております。歳入歳出の合計が、前年比2億368万7千円の9億1、440万円となっております。会計の総額が、大幅に減額となりました要因は、今後、北海道が財政運営の責任主体となることから、これまで市町村が都道府県レベルの財政調整で拠出していた拠出金を国保事業納付金とすることなど、町会計を経由する内容が大きく変わったことに加え、制度の、新たな制度移行に要する事業が完了したことによるものでございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計について、ご説明させて頂きます。予算書180頁から181頁です。歳入歳出合計が、前年比677万3千円増額し、1億1、876万円となりました。増額の主な要因は、保険料率や軽減の見直し等により、保険料が約400万円増額するほか、連合会へ納付する事務費負担金が約170万円増額となったことによるものでございます。歳入においては、保険料と一般会計からの繰入金、歳出においては、事務費、事務的経費と連合会への納付金が主な内容となっております。

続きまして、条例の一部改正について、ご説明させて頂きます。議案第20号、国民健康保険条例の一部改正でございます。議案書12頁、定例会資料44頁となっております。

改正の主な内容は、運営協議会委員の任期を現在の2年から3年とするほか、葬祭費の単価を現在の5万円から3万円に変更し、北海道が設定する支給額に足並みを揃えるものでございます。

続きまして、議案第21号、江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について、ご説明致します。議案書14頁、定例会資料45頁となっております。改正の主な内容の1点目、表題につきましては、類似する基金設置条例の表記にならい、「設置、管理及び処分」の文言を削除し、江差町国民健康保険事業会計財政調整基金条例とするものでございます。

2点目は、今後市町村単位での保険給付費の増加に備えた基金積立が不要となることから、基金設置の目的を「財政の安定に資するため」とするものでございます。

3点目は、基金の処分を「基金の設置の目的のために必要があると認める場合」とするもので、議会の議決要件に関しましては、上位法となる地方自治法において別に議決を要することとされていることから、削除してございます。

続きまして、議案第22号、江差町特定教育、保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明致します。議案書16頁、定例会資料46頁をご覧ください。改正の主な内容は、受給資格等の確認に関する文言の整理を行うほか、取扱い方針に関する関連法令の条項のずれに対応するものために改正を行うものでございます。

以上で、説明を終わらせて頂きます。

(議長)

はい、次に「ひのき荘荘長」。

「ひのき荘荘長」(補足説明)

はい。おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「ひのき荘荘長」

それでは、私より老人ホームひのき荘の所管分につきまして、ご説明申し上げます。

予算書の68頁下段から71頁下段までの4目、老人福祉施設費になります。予算資料につきましては11頁の98番から100番になります。予算資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

養護老人ホームひのき荘につきましては、本年10月1日より、社会福祉法人雄心会に移管することに伴い、4月1日から9月30日までの6カ月間の予算編成としているところでございます。内容につきましては、例年同様に施設の管理費用及び運営費用、そして人件費という形で内容的には特に変わってはいません。

6カ月分の予算額ということで、合計で8,543万2千円でございます。前年比8,497万4千円の減で、概ね50パーセントの減となっております。

なお、新しい養護老人ホームの建設に係ります町の補助金につきましては、現時点におきまして、北海道の補助金がいまだ決定しているところではございません。ですので、当初の

予算での計上は見送らせて頂きまして、新年度での補正予算と考えてございますので、宜しくお願い致します。

次に、歳入でございますけれども、同じく予算資料の財源内訳欄でございます、その他の方に3,060万6千円が予算計上してございます。こちらは、予算書27頁にございます老人福祉費負担金の他の市町村の収入分と雑入でございます自動販売機の電気料ですとか、施設内にあります公衆電話の電話代、電話料金ですね。そちらの方6カ月分計上してございます。それと、同じく老人福祉負担金にございます被措置者分と扶養義務者分については記載額の6カ月分であります半額が財源に充当されているものでございます。

以上、簡単ではございますが、予算の方の説明を終了させて頂きます。

続きまして、議案書17頁にございます、議案第23号、江差町老人ホーム設置条例を廃止する条例の制定についてのご説明を申し上げます。先程、予算の説明でも申し上げましたが、本年10月1日を持ちまして、養護老人ホームひのき荘を社会福祉法人雄心会に移管するというに伴いまして、現在施行されております江差町老人ホーム設置条例を廃止するものでございます。条文につきましては、議案書のとおりとなっておりますので、割愛させて頂きます。施行日につきましては、平成30年10月1日となるところでございます。

次に、議案書133頁の議案第32号、財産の無償譲渡について、並びに議案書135頁から136頁の議案第33号、財産の無償譲渡、無償貸付について、でございます。こちら一括してご説明させて頂きます。

まず、財産の無償譲渡についてですが、こちらも雄心会への移管に伴うものでございまして、現在のひのき荘の本体施設並びに付随していますポンプ室が屋外にございます。それと施設外に付随しております付帯設備一式全てを一括して雄心会に無償譲渡するものでございます。

加えまして、無償貸付の方でございますが、現在のひのき荘の敷地がございまして、代表地番であります江差町字東山405番地ほか7筆を無償貸付するものでございます。貸付地の一部、一覧表議案書の方に載ってございますが、法定外公共物が一部入ってございます。こちらは既に国からの譲渡を受けているものでございますが、分筆登記が行われておりませんので、こちらの面積につきましては、机上で算定させて頂いたものでございますので、ご理解をお願い致します。

まず、施設の譲渡日並びに貸付開始日につきましては、平成30年10月1日としております。無償貸付の貸付終了日につきましては、こちらは補助の完了年度が31年となる予定でございますので、完了年度でございます32年3月31日としておるところでございます。これによりまして、本年10月1日より社会福祉法人雄心会にて新施設移転までの間、現施設で運営して頂くという形になり、移転完了後におきまして、現在のひのき荘を解体して頂き、土地を返還して頂くという形になります。

なお、施設内にございます備品でございますが、こちらにつきましては、譲渡・貸付等々のお話しが雄心会側と協議がまだ整ってございません。これにつきましては、改めまして内容精査の上、議会にご上程させて頂きたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

また、新施設の建設スケジュールにつきましても、先程も申し上げましたが、道の補助金

が未だ確定していない状況ですので、スケジュールがまだ明確なものが提示されてございません。こちらにつきましても、確定次第、速やかに議会にご報告させて頂きたいと思っておりますので、ご理解をお願い致します。

簡単ではございますが、以上説明終わりたいと思っております。ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「飯田議員」。

「飯田議員」

ただ今説明頂きました養護老人ホームひのき荘につきましては、念願の移転がいよいよ実行される訳でございます。10月からということでございますけれども、これにつきましてはですね、私あの例えば現在の職員の方々の処遇ですね。町からも派遣しておりますし、臨時職員、色々な方がおりますけれども、そういう方々の今後あの雄心会への移行に際して、どのような手順で、おそらく例えば本人と面談し、意向確認するとか、その辺のところを、処遇につきまして詳しく説明願いたいと思っております。それ、まずそれ1点と。

それから、常設保育所費の関係で先程あの説明頂きました。職員人件費の件。これにつきましては、我々議会としても社文の色々事務調査を致しまして、なかなかやっぱり臨時職員ということで、募集しても集まらない。原因はやっぱりこの、給与が低いってことなのですよね。ただ今説明では、アップ、例えばあの期末手当等をもって。例えばですね、25歳の段階で現在の職員と、こう、新しく処遇改善した中でどのくらいのこう、違いがあるのか。具体的にやっぱりそれを示して頂ければ、これから応募する方も、それだけやっぱり人件費が、給料が上がるのであればという、そういう考えにもなりますね。そこのとこちょっと資料ありましたら説明頂ければと思います。

(議長)

はい。誰。総務課長。町民課長。答えるの。

「総務課長」。

「総務課長」

まずあの正職員の関係の、協議の関係なのですけれども。

「飯田議員」

ひのき荘。ひのき荘。

「総務課長」

ひのき荘です。ええ。ひのき荘の。それでひのき荘の中の支援員さんとそれから栄養士さ

ん、全部で6名おるんですけれども、この間、継続して、本人のご意向を確認させて頂いている状況でございます、その中には、まず役所の方に一般職として来るのか、それから雄心会の方に移行するのか、それとも退職するのかという。この3つの観点の中で、実は今協議をさせて頂いているところでございます。

また、臨時職員に関しましては、臨時職員の支援員さんに関しましては、全てが雄心会の方に移行するという風に今なっているところでございます。

(議長)

いいですか。はい、「小野寺議員」。

「飯田議員」

いやいや、もう1つ。

(議長)

誰。「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

はい。保育所の保育士に関する賃金の改定の状況でございます。嘱託職員に関しましては、年額にしますと、およそ30万から40万程賃金アップとなります。その内訳としますと、賃金月額で約1万5千円程上がるということ。それと手当としまして1.5カ月程の手当を支給するという内容になってございます。さらに、毎年1号俸アップしてという内容になってございます。

あと、常勤保育士にならない方に関しましても、月額で約1万4・5千円アップするという内容になってございます。以上です。

(議長)

はい。いいですか。

「飯田議員」

はい。

(議長)

はい、「飯田議員」。

「飯田議員」

すみません。ちょっと1問目で聞くのを忘れたのですが。ひのき荘の関係で、現在で例えば食材・嗜好品の関係、決算委員会の中でも色々こう伝票を調べますと、下町あたりの商店を中心に、食材随分こう皆さん納めさせてもらっているのですよ。やはりですね、これやっ

ぱり町の経済としては、やっぱりそういう部分を含めてやっぱり納入致しますのでね。ただやっぱり民営化になりますと、おそらくその辺のところはやっぱりだいぶ精査されるものという風に思うのですよ。私は、やっぱりその引き継ぎに際しては、町の方の要望として、地元企業を納入含めて、やっぱり要請をすべきだという風に思っておりますが、その点はどうですか。

(議長)

「ひのき荘荘長」。

「ひのき荘荘長」

はい。飯田議員のご説明、ご質問でございますけれども、こちらにつきましては、この移管先法人を募集する段階で条件の1つとして、現在使用させて頂いております町内の納入業者さんを極力引き続き利用して頂くということを文言に謳っておりましたし、今、現在におきましても、今特に下町地区の業者さんを食材等は使っておりますけれども、そちらの方、継続して利用して頂けることを要請してございますので、一応ですね、調理部門につきましては委託する方向でいるという話はお伺いしているのですけれども、それに加えましても、現状を維持して頂けるよう要請して参りたいと。現にしているのですけれども、引き続き要請して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願い致します。

(議長)

いいですか。

「飯田議員」

はい。

(議長)

はい。次、「飯田議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。

最初に、今、飯田議員からもありました、保育の関係で1つ、ちょっと確認かもしれませんが。先程の説明と飯田議員との質疑で分かりました。それで、まず昨年もたぶん社文委員会などで私もしたかと思うんですが、保育士との関係で、特に0歳児がなかなか緩くなかったというのもありました。今のことも含めて、新年度、もちろん0歳児に限りませんが、本当に大変保育士さんが手が掛かるとすれば0歳児、1歳児も同じかもしれません。新年度の募集等の状況も見て、今どういう現状なのか。もう大丈夫だという状況なのか、そこを1つ確認したいと。

で、併せて、先程の保育士の臨時といいますか、嘱託の待遇改善の部分ありましたが、そ

れでもまだなかなか手当も含めれば実質正職員と同じような仕事をしている方との格差は縮まっているとはいえ結構緩くない部分も率直にいつてあるのかなという気がします。それちょっと教えてもらいたいのですが、手当は先程ありました。やっぱりちょっと厳しいかな。じゃあ、それ以外の休みの関係、年休等はどのような風に改善されているのか。今までと同じなのか。ちょっと教えてもらいたいなというのが保育の関係です。

で、もう1つ。平成でいうと29年度、ですから現年度ですね。現年度で地域福祉計画を第4期でしたか。第4期の地域福祉計画を作っております。これはもちろん江差町としての地域福祉計画でもあり、ただし実質的には社会福祉協議会との連携の中で進めていくということも非常に大きい。それで社会福祉協議会ももちろん、それを具体化するという意味で、地域福祉実践計画を改めて、あれは第何期になるんですかね。ちょっと期数違いましたかね。作っております。質問として、お聞きしたいのは、今、手元に2つの計画あるんですけども、これを具体化するとすれば、なかなか緩くないなど。どのような風に今まずは現課として、この地域福祉計画、さらには社協との関係でせつかく実践計画も作った、社協との関係でどのようにこの1つ1つ実行していくのか、実践していくのか。まず総論としてお聞きしたい。この2点です。

ところで、突然ですが財政課長。突然です。これから、町民課長に聞いてもですね、町民課長なかなか答えられないだろうと思って、ちょっとお聞きします。公園の遊具、これは現課でいうと財政課、財産管理。それからもちろん先程聞きました公共施設等総合管理計画の中にもしっかりと謳われております。しかし、現実そこを利用する多くの部分はもちろん高齢者もおります。子どもさん方もおります。子どもさんでいうと、これも何回か去年来、社文等でも論議になっております。子ども・子育て支援事業計画の大きな部分でもあります。もちろん、高齢者が使うとなれば老人福祉等のこと、どっちにしたって町民課なんですけど、これを整備するとすれば果たしてこちらで出来るのか。財政課にお聞きしたいのは、もちろん公共施設等総合管理計画という大きな枠組みありますが、しかし、利用する側の現課の考え方、現課じゃないかな。利用する側の課の考え方もしっかりと聞いた上で、こういう計画などもある。そこがしっかりした上での整備ということに当然なるんだろうと思うんですが、予算付けも含めて。それはどのように連携取っていらっしゃるのか、こちらの顔を見てお聞きしたい。以上。

(議長)

「(町民)福祉課長」。

「町民福祉課長」

まずはじめに、保育所の入所状況、入所申込状況について、ご答弁させていただきます。30年度の申込総数約109名程ございます。中には年度途中という方もいらっしゃいますけども、現在全ての方を希望する日にちで受け入れるという方向で今準備を進めてございます。それがまず1点目です。

続いて、保育士の休みに関しましては、現行年間10日という状況になってございます。

この10日に関しましては、変更なく10日のままということになってございます。

3点目。地域福祉計画の具体化という内容につきましては、平成29年度から社会福祉協議会に福祉活動専門員の配置がなされ、その町として助成を行ってございます。この福祉活動専門員が配置されたことによりまして、これまで介護保険に重点を置いていた社会福祉協議会の活動内容が少しずつ変わってきてございます。例えば、日常生活自立支援事業、これ道社教に委託していたものが自前で出来るようになる、例えば権利擁護に関する検討を始めているとか。後はさらには町内会等や関係団体との連携を深める動きがある、ということになってございます。いずれにしましても、今新たな体制強化を図っている社会福祉協議会が、今後、介護保険制度に頼らない形、どのようにその経営方針、経営方法を変えていくのか。それらの状況を踏まえながら、場合によっては、委託事業なども検討しながらですね、社協への支援、それと地域福祉活動を共に活動していくというような姿勢で考えてございます。以上です。

(議長)

いいですか。室井さん、答弁がなっている。

総務課長。「総務課長」。

「総務課長」

臨時保育士さんの関係で若干町民福祉課長の補足という訳ではないのですけれども、ちょっと述べさせて頂きたいと思います。

賃金関係につきましては、他町と現状でいきますと肩を並べる状況にまでできております。管内の中でもですね、おそらくは上位の方に位置付けになるのかなという風に今思っているところです。

と、年休につきましては町民福祉課長答弁のとおり10日というところになっておりましてですね、これにつきましては保育士さんのみならず、全体の臨時職員さんの中で、32年の会計年度任用職員制度、この導入に関しましてですね、さらなる検討等々も含めましてですね、取り組んでいきたいなという風に思っております。

また、年休10日のほかに、実は夏季休暇も3日あるというところもちょうと付け加えさせて頂きたいなという風に思います。

(議長)

はい、いいですか。小野寺議員。

「財政課長」。

「財政課長」

公園の部分で私の方からご答弁させていただきます。公園の遊具等々につきましては、これまでもやり取りさせて頂いたところがございますが、これまでもちょっと老朽化しているとか、錆びているとか、危険な遊具が、や設備の方も多いのでということで、当面補修なりチェッ

クナリをさせて頂きたいということで答弁、この2・3年はさせて頂いたところです。それである程度目途も付いてきたかなと思いますので、30年度中に公園の方についてはある程度の方向性といいますか、計画というところまでいくのか、方針というか方向性といいますか、ある程度のそういったものを固めていきたいと考えてございます。それが新たにハード整備にするのかどうかというのもその中で検討していきますし、小野寺議員おっしゃるような町民福祉課、或いは関係する課、そういったところの協議っていうのは当然、考えを聞きながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

いいですか。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

ところで議長、ちょっと議事運営で、何回か私の質問のことで言われております。もちろん私は事務的な、若しくは数値的なものは課の方々と全部とは言いませんが、失礼しているところもあります。きちっとすり合わせ、間違いなきようにしております。しかし、議会はここできちっと事実関係も含めて、また課題も含めて質疑をやる。そして、それがもちろん議事録に載る、それが地方自治法のこの議会としての、イロハのイなのですよ。ですから、それをきちっと私自身の質問について、議事運びをお願いしたいと思えます。

(議長)

はい、分かりました。はい。

「小野寺議員」

それで再質問。

分かりました。そちらの方。宜しくお願いします。

それで、地域福祉計画、今、課長の方から本当に今後の方向性について、しっかりとした答弁頂いたかなと思うのです。これは本当に町長・教育長もぜひ宜しくお願いしたいとこののですが、それで再質問。とはいいいながらも、これから1つ1つ具体的に社教と江差町が本当に計画を実践する上で、先程話ありましたけども、場合によっては町としての事業を委託するなども含めて地域福祉、介護保険等々でやれば介護保険料が高くなると、そういうことについての一定の方向性、担当課としての考え方がありました。これ本当に緩くないと思うんですよ。で、1つ、提案的な質問になりますが、たぶん課長は今の、答弁したというところ

ろによれば、一定程度押さえていると思うのですが、確認でお聞きします。

結構、各町頑張っています。厚沢部とか今金とか、私知っているところでも本当に、本来であれば介護保険等でもやらなければならないかというぎりぎり、そこにいく手前の部分で独自でやっている。本当にきめ細かなところをやっております。当然そういうことも調べていると思いますが、改めてそういう近隣町の社会福祉協議会との関連で、地域福祉、場合によっては予防のぎりぎりのところの事業についてしっかりと各地域の、各町の状況を掴んで、また江差としても今後の制度設計をしていくということを確認したいのですが、お願い致します。

(議長)

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

はい。近隣の社会福祉協議会活動の状況を踏まえてというご質問に対してご説明、答弁させて頂きます。実際江差町の社会福祉協議会の体制としましてどういったことができるのかと。単にその隣の町がということではなしに、現在の社会福祉協議会の体制を含め、そこをまず基本にしながらですね、どういったことでできていくのか。その参考として近隣の取り組みだったり、先進的な取り組みについては今後も調査をしながら社会福祉協議会との連携を深めて参りたいと考えております。以上です。

(議長)

いいですか。

はい。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

他に質疑希望ありませんので、町民福祉課・ひのき荘所管予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

説明員入替のため、暫時休憩致します。

(暫時休憩)